

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	松江市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www1.city.matsue.shimane.jp/shinsei/jyuki/bangouseido/dokujiriyou.htm

執行機関名 松江市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	松江市福祉医療費助成条例(平成17年松江市条例第178号)による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 松江市福祉医療費助成条例(平成17年松江市条例第178号)による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	松江市福祉医療費助成条例(平成17年松江市条例第178号) 第1条、第2条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより、<u>福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、<u>松江市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者</u>（第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する者については、松江市外の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設へ入所している者（同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）又は松江市外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設又は条第1項の厚生労働省令で定める施設へ入所している者又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設へ入所している者を含む。）をいう。ただし、別表第1に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 65歳以上の者であって、3箇月以上にわたって常時臥床し、日常生活における基本的動作に他人の介護を必要とし、今後もその状態が継続すると市長が認めたもの</p> <p>(2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）が重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神上の障害程度が1級であるとされている者</p> <p>(5) 判定機関が身体又は精神に相当の障害を有し重度と同程度と判定した知的障害児若しくは知的障害者</p> <p>(6) 身体障害者手帳に身体上の障害程度が3級又は4級であるとされており、かつ、精神障害者保健福祉手帳に精神上の障害程度が2級であるとされている者</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>松江市福祉医療費助成条例（平成17年松江市条例第178号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	松江市福祉医療費助成条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療証等の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	松江市福祉医療費助成条例第2条、別表第1、別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	世帯全員の市町村民税に関する情報
備考		